平成２３年（再ロ）第５７号
大阪市住吉区東粉浜３丁目20番12号
再生債務者　芝田　禎之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２号
沖縄県沖縄市泡瀬１丁目５番17号
再生債務者　宮城　　保
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月25日まで
平成23年９月27日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（再ロ）第５号
京都市西京区桂春日町３番地11
再生債務者　堀川　圭太
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年10月27日まで
平成23年９月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００００６号
長崎県長崎市式見町435番地
再生債務者　釜本　壽知
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月22日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１００００１号
長崎県島原市湊町301番地
再生債務者　久柴　容子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月26日
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２３年（再ロ）第６号
石川県白山市あさひ荘苑１丁目15番地
再生債務者　澤農　大仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月27日　　金沢地方裁判所

平成２３年（再ロ）第３３号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番２―202号
再生債務者　平山清史こと　崔　　清史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１２号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目９番１―213号
再生債務者　峯松　宏輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月26日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再ロ）第２０号
山形県西村山郡朝日町大字松程621番地の１
再生債務者　鈴木　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月27日　　山形地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第３号
山形県西村山郡河北町大字溝延字毘沙門600番地
再生債務者　伊藤　康彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月27日　　山形地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第１号
山形県新庄市宮内町３番12号
再生債務者　八鍬　洋介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月27日　山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（再ロ）第１号
山口県防府市大字田島無番地　自衛隊北基地
再生債務者　冨田　一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月27日　　山口地方裁判所

平成２３年（再ロ）第１号
香川県高松市国分寺町柏原41番地県営国分寺団地25棟607号
再生債務者　中川　慎也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年９月27日
高松地方裁判所破産・再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第１７号
大阪市浪速区敷津西２丁目９番３号　ベースビルⅡ502号
再生債務者　荒井　將博
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成23年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。
平成 23 年 10 月５日　　北海道教育委員会
1　取上げ処分した免許状
氏名　佐藤　隆宏　本籍地　北海道
免許状の種類、番号
小学校教諭１種免許状、昭53小１普第695号
2　授与年月日　昭和53年３月15日
3　授与権者　北海道教育委員会
4　取上げ年月日　平成23年９月８日
5　取上げの事由　教育職員免許法第11条第３項該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月十四日
掲載頁　七十五頁（号外第一五五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月十四日
掲載頁　五十九頁（号外第一五五号）
平成二十三年十月五日
札幌市北区新琴似四条十六丁目五番六号
（甲）三和交通株式会社
代表取締役　山澤　巖雄
札幌市北区新琴似四条十六丁目五番六号
（乙）太平自動車株式会社
代表取締役　山澤　巖雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲及び乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年八月十八日
掲載頁　五十二頁（号外第一八〇号）
平成二十三年十月五日
東京都千代田区外神田三丁目一〇番三号アライム秋葉原ビル四階
（甲）株式会社トレーダー
代表取締役　志村　省吾
東京都千代田区外神田三丁目一四番八号
（乙）株式会社メッセサンオー
代表取締役　志村　省吾